

令和6年(2024年)3月21日

議会運営委員会議題

- 1 追加提出案件及びその付託委員会について
- 2 議員提出議案の取扱いについて
- 3 意見書の取扱いについて
- 4 所管事項継続調査について
- 5 本会議の運営について
 - 議事日程(別紙1)
 - 議事の順序(別紙2、別紙3)
- 6 その他
 - (1) 令和6年第2回定例会の日程について
 - (2) 令和6年第3回定例会の日程について
 - (3) その他

資料 1

令和6年(2024年)3月21日

令和6年第1回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 同意案件

1 中野区教育委員会教育長任命の同意について

令和6年3月31日をもって任期満了となる教育委員会教育長の後任者として、次の方を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

氏名 田代^{たしろ}雅規^{まさのり}さん

生年月日 昭和35年(1960年)●月●日(●●歳)

住所 東京都中野区●●●

主な経歴 別紙のとおり

◆ 予算(2件)

47 令和5年度中野区一般会計補正予算 (総務委員会)

- 歳入歳出予算の補正 19,423千円を追加(補正後 208,515,027千円)
- 繰越明許費の補正

48 令和6年度中野区一般会計補正予算 (総務委員会)

- 歳入歳出予算の補正 210,952千円を追加(補正後 200,647,952千円)

資料 2

令和6年(2024年)3月21日

議会運営委員会資料

議員提出議案の取扱いについて

- 中野区議会会議規則の一部を改正する規則
- 中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案第 号

中野区議会会議規則の一部を改正する規則（案）

上記の議案を提出します。

令和6年3月 日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

中野区議会会議規則の一部を改正する規則

中野区議会会議規則（昭和42年中野区議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第82条の見出し中「起立」を「電子採決システム等」に改め、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、「ときは」の次に「、電子採決システムにより」を加え、「を起立させ、起立者」を削り、同条第2項中「議長が」を「前項の規定により起立による表決を行う場合において、議長が」に、「がたい」を「難しい」に、「、又は」を「又は」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 電子採決システムによる表決を行うときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。この場合において、議長が採決の確定の宣告をしたときに賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3 第1項及び第88条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第88条中「はかることができる。」を「諮ることができる、」に改め、同条ただし書中「起立の」を「電子採決システムによる」に、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月7日から施行する。

(提案理由)

電子採決システムの導入に当たり、規定を整備する必要がある。

議員提出議案第 号

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例（案）

上記の議案を提出します。

令和6年3月 日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「。以下本条において同じ」を削り、「招集に応じ、若しくは委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき中野区議会会議規則（昭和42年中野区議会規則第1号）に定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したとき又は公務のため」を「公務のため中野区の存する区域外を」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか議員が公務のため特別区の存する区域外を旅行したときに支給する第1項の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

中野区議会議員の費用弁償の支給要件を改めるに当たり、規定を整備する必要がある。

資料 3

令和 6 年 (2024 年) 3 月 2 1 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

意見書の取扱いについて

- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の制度見直しを求める意見書
- 離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立った熟議を求める意見書
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書
- 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
- 被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書
- 金権腐敗政治の一掃を求める意見書

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の制度見直しを求める意見書（案）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定めるいわゆる「少額随意契約」については、同法で一般競争入札が原則とされている中で、少額な予定価格の契約まで競争入札を行うことにより地方自治体の事務量が增大し、能率的な行政運営が阻害されるおそれがあることから、例外的に随意契約を可能とする制度である。中野区においては、令和4年度における約1万3千件の契約件数のうち、約9割が少額随意契約である。

しかしながら、規定されている契約の限度額は、昭和57年の改正法の施行を最後に40年以上改正されておらず、その間の物価や人件費等の上昇、税制改正、地方自治体の契約事務の実態の変化等を反映するものとはなっていない。

特に工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。そのため、契約の発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況におかれている。今後も物価水準や労務単価の上昇などにより、これまで随意契約で対応してきた契約が競争入札となることが見込まれ、事務量の増大が懸念される。

このような状況の中、内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」において上限額の引上げが提案されたり、指定都市市長会が「少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請」を国に提出したりと、自治体から制度見直しを求める声が挙がっている。

契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定での工事・委託の請負が可能となる。

しかし、本年2月に提出された質問主意書に対する答弁書においても、政府は当該金額の改正は慎重に検討すべきものであるとの消極的な姿勢を示している。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

加えて、現状、都道府県と区市町村では限度額に違いがあるが、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に少額随意契約を可能とする範囲を定めることを可能とするため、「上限額」を「基準額」とするなどの制度改正を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣

中野区議会議長名

離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立った熟議を求める意見書（案）

法務大臣の諮問機関である法制審議会家族法制部会は2月15日、「離婚後共同親権」を可能にする「家族法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申した。要綱は、父母どちらかの単独親権に限る現行制度を見直し、離婚後に両者が親権を持つ共同親権を可能にするもので、政府は3月にも民法などの改正案を提出する見通しである。しかし、共同親権制度の導入にあたっては、法律家、有識者、DV被害者、支援者などから懸念の声があがっている。

離婚後共同親権は、子どもの引越し、受験や進路決定、手術やワクチン接種などに父母両者の許可が必要となる制度で、一方の親が同意しなければ子どもの重要な事項が迅速に決められず、紛争が起こるおそれがある。現行の民法では、離婚後は単独親権であるものの、監護の継続性が担保されており、話し合いによる父母の合意で子どもについての重要な決定を行うことができる。また、裁判所が面会交流の実施を命ずることができ、別居親が子どもに関わる機会は保障されている。離婚の際に親権と監護権を父母に分属させたり、充実した面会交流の定めをすることで、共同監護、交代監護を実現することも可能であり、実質的には共同親権に近い法体系になっている。

要綱では、単独か共同かについて両親が話し合いで決定できない場合、家庭裁判所が両親の合意がなくても共同親権を命じえる内容となっている。共同親権の合意ができない父母に親権の共同行使を強制することは、離婚後も子どもを両親の紛争下に置くことになり、子どもの利益を損ねる。審議会では、離婚後共同親権を導入すべき理由として、離婚後も父母双方が子育てに適正に関わることが子の利益になるという価値判断が示されている。それは父母の関係が良好であることが前提であって、そうでない場合、子どもにとっては、自分のことで両親が争うことで精神的負担を長引かせることになる。

こども基本法では、すべての子どもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保が基本理念で謳われている。しかし、現行法制のもとでも、面会交流をめぐる家庭裁判所の実務では、小学生以下の子どもの意見が十分尊重されているとは言えず、子どもが面会交流を拒否したとしても、子どもの面会交流拒否は監護親の意向によるという理由で、子の意思に反して面会交流が強制される例がある。離婚後共同親権の導入後、親権行使をめぐる紛争が増加する可能性は高く、その際、子ども、特に未就学児や小学生の意見が尊重される保障はない。

今回の「家族法制の見直しに関する要綱」の審議にあたっては、子どもの権利保障の観点での議論が不足していると言わざるを得ない。また、全会一致が原則と言

われる中で、異例の多数決で採決された。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、今通常国会での民法改正にこだわるなど拙速な進め方は行わず、離婚家庭で育った若者など当事者の声を十分に聞き、子ども目線に立ったあらゆるケースを想定し、子どもの最善の利益を最優先に議論を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

あて

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、男女共同参画）

中野区議会議長名

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書（案）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約については、地方自治体における契約事務の能率的な行政運営を図るために定められたものである。本区においては平成26年度1万3,012件のうち約93.4%、令和4年度1万2,554件のうち約91.1%が少額随意契約である。

しかしながら、規定されている契約の限度額は、昭和57年10月以降改正されず、特に工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入経過等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。そのため、契約の発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況に強いられている。今後も物価水準や労務単価の上昇などにより、その範囲内に収まらない契約が増加することは必至である。事実、区においては少額随意契約よりも事務量が大きい競争入札件数は平成24年度861件に対し、令和4年度1,122件と増大しており、働き方改革に逆行している。

このような状況において、契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定での工事・委託の請負が可能となる。加えて、現状、都道府県と市町村では限度額に違いがあるが、自治体の規模や契約金額にかかわらず、競争入札に係る手間は同等かつ対象事業者も概ね同じであるため、その金額差の解消も急務である。仮に都道府県の限度額を区に適用した場合、140件程度が少額随意契約案件となり、年間1,000時間以上の事務削減効果が見込める。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名

若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書(案)

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、中野区議会は、政府に対し、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

記

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども(高校生・中学生等)である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

厚生労働大臣
孤独・孤立対策担当大臣 へ

中野区議会議長名

被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書（案）

元日に発生した能登半島地震では、2月8日政府災害対策本部会議の発表で、家屋の全壊が5,691棟、半壊が5,957棟、一部損壊が29,806棟となっており、13,535人もの方が避難生活をしていることが示されました。

こうした損壊家屋を再建する制度が被災者生活再建支援制度ですが、現状の支援対象は全壊家屋のみであり、半壊や一部損壊の場合は支援制度がありません。損壊家屋の86%、35,763棟が支援対象から外れているということです。

また、支援金の上限が300万円と、全壊した家屋の再建には不十分です。2007年の法改定当時から、この金額では生活再建はできないと拡充を求める声が上がっていました。この震災では居住地域で地盤沈下や崖崩れなども発生しており、一律の支援金では賄えない被害も少なくありません。また、制度の手続きに膨大な資料の提出を求められていることが大きな負担となっていることも指摘されています。

支援金の対象を半壊や一部損壊にも広げること、支援金の上限を大幅に引き上げること、手続きの簡素化と給付までの期間の短縮を図ることなど、被災者の皆さんが1日も早く日常を取り戻すためにも、被災者生活再建支援制度の改善は急務です。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援制度の実効性のある改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

中野区議会議長名

金権腐敗政治の一掃を求める意見書（案）

自民党主要5派閥による政治資金収支報告書への政治資金パーティーによる収入の不記載などが国政上の大きな問題となっています。

パーティー券の購入者は大企業や大手業界団体等です。名目上はパーティー参加への対価となっていますが、実際にはほとんどがそのまま利益となっており、事実上の企業・団体献金です。営利団体である企業が献金をするのは見返りを求めてのことであり、金の力で政治を歪める行為として看過することはできません。

世の中が確定申告の時期を迎える中、3,000万円以下の記載漏れは不問にするなど、検察の対応も大変に不十分であり、多くの国民の怒りが渦巻いています。政治と経済を歪めるだけでなく、政治への信頼が揺らいでおり、議会制民主主義の危機と捉えるべきです。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、金権腐敗政治を根絶するため、以下を実現するよう強く求めます。

記

- 1 国政調査権を行使し、この事態の根本的解決を図ること
- 2 虚偽答弁に罰則のある証人喚問を行い事実の究明をすること
- 3 企業・団体献金を全面的に禁止すること
- 4 政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄付とみなし、公開基準については年間20万円という金額の規定を引き下げること
- 5 政治資金規正法違反の量刑を全体的に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

中野区議会議長名

資料 4

議会運営委員会所管事項継続調査件名表

令和 6 年第 1 回定例会

1 議会の運営について

1 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

別紙 1

議 事 日 程

令和6年(2024年)3月21日午後1時開議

日程第1

- 第14号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第17号議案 鷺宮小学校敷地内国有地の買入れについて
- 第20号議案 南台小学校校舎新築工事等請負契約に係る契約金額の変更について
- 第21号議案 谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第23号議案 江原小学校環境改善改修工事請負契約
- 第24号議案 第五中学校環境改善改修工事請負契約
- 第25号議案 もみじ山文化センター本館発電設備改修工事請負契約
- 第28号議案 机及び椅子の買入れについて
- 第29号議案 中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例
- 第30号議案 指定管理者の指定について
- 第31号議案 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第32号議案 中野区営住宅条例の一部を改正する条例
- 第33号議案 特別区道路線の認定について
- 第34号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 措置費共同経理課を共同設置する特別区の数の増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について
- 第36号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第37号議案 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 中野区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第39号議案 中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 第40号議案 中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第41号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第42号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第43号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第44号議案 中野区特別区税条例の一部を改正する条例
- 第46号議案 中野区介護保険条例の一部を改正する条例

日程第2

- 第18号議案 財産の処分について

日程第3

- 第19号議案 サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針の変更について

日程第4

- 第45号議案 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5

- (5) 第12号陳情 続出するトラブルが解決にいたるまで健康保険証廃止の延期を求める陳情

日程第6

- 第1号陳情 区長公用車の廃止を求める陳情

日程第7

- 第2号陳情 インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情

別紙 2

○議事の順序（令和6年3月21日—休憩まで）

（1）開議

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、同意第1号「中野区教育委員会教育長任命の同意について」

※上程、区長の説明、質疑・委員会付託・討論省略、採決（ ）

（2）日程第1、第14号議案から第17号議案まで、第20号議案、第21号議案、第23号議案から第25号議案まで、第28号議案から第44号議案まで及び第46号議案の計27件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（3）日程第2、第18号議案「財産の処分について」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

（4）日程第3、第19号議案「サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針の変更について」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

（5）日程第4、第45号議案「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例」

※上程、委員長報告、討論、採決（起立）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第47号議案及び第48号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（6）休憩

（休憩中に総務、区民、厚生、子ども文教の各委員会を開会し、その後に議会運営委員会を再開する。）

別紙 3

○議事の順序（令和6年3月21日—再開後の予定）

（7）再開

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第47号議案「令和5年度中野区一般会計補正予算」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第48号議案「令和6年度中野区一般会計補正予算」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「中野区議会会議規則の一部を改正する規則」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ 〃 ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ 〃 ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める
少額随意契約の制度見直しを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ 〃 ）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、議員提出議案第 〃号「離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立
った熟議を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ 〃 ）

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める
少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強
化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

() (日程追加、先議)

日程第 、議員提出議案第 号「金権腐敗政治の一掃を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決 ()

(8) 日程第5、(5)第12号陳情「続出するトラブルが解決にいたるまで健康保険証廃止の
延期を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決(起立)

(9) 日程第6、第1号陳情「区長公用車の廃止を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決(起立)

(10) 日程第7、第2号陳情「インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決(簡易)

(11) 陳情の継続審査(継続審査件名表)

※継続審査について一括採決(簡易)

(12) 常任委員会の所管事務継続調査(継続調査件名表)

(13) 議会運営委員会の所管事項継続調査(継続調査件名表)

(14) 散会・閉会

資料 5

令和6年第1回定例会

陳情継続審査件名表

《子ども文教委員会付託》

(5) 第10号陳情 中野区職員の管理上望ましくない不公平・不公正な対応の是正を求める陳情書

《危機管理対策等調査特別委員会付託》

第3号陳情 災害時における同伴避難所の設置を求める陳情

常任委員会所管事務継続調査件名表

令和 6 年第 1 回定例会

総務委員会

- 1 政策、計画及び財政について
- 1 平和、人権及び男女共同参画について
- 1 広聴及び広報について
- 1 評価及び改善について
- 1 情報政策及び情報システムについて
- 1 人事及び組織について
- 1 危機管理、防災及び都市安全について

区民委員会

- 1 区民相談及び消費生活について
- 1 戸籍及び住民基本台帳等について
- 1 区税について
- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療等について
- 1 産業振興について
- 1 シティプロモーション及び観光について
- 1 文化、生涯学習及び国際化について
- 1 環境、地球温暖化対策及び緑化推進について
- 1 清掃事業及びリサイクルについて

厚生委員会

- 1 地域活動の推進について
- 1 地域子育て支援及び地域保健福祉について
- 1 介護保険及び高齢者支援について
- 1 社会福祉について
- 1 スポーツについて
- 1 福祉事務所及び保健所について
- 1 保健衛生について

建設委員会

- 1 安全で快適に住めるまちづくりについて
- 1 道路の整備について
- 1 公園の整備について
- 1 交通環境の整備について

子ども文教委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 学校と地域の連携について
- 1 知的資産について
- 1 子どもの育成及び若者支援について

令和6年 第2回定例会日程表（案）

<会期16日間 6月13日～6月28日>

月	日	曜	午 前	午 後
5月	30日	木		1 議会運営委員会
	31日	金		
6月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月		
	4日	火		5 請願・陳情締切
	5日	水		
	6日	木		1 議会運営委員会
	7日	金		5 一般質問通告締切
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月		
	11日	火		
	12日	水		
	13日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	14日	金	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	18日	火		
	19日	水		1 常任委員会
	20日	木		1 常任委員会
	21日	金		1 常任委員会
	22日	土		
	23日	日		
	24日	月		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	25日	火		1 特別委員会(危機管理特)
	26日	水		1 特別委員会(少子化特)
	27日	木	(事 務 整 理 日)	
	28日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

令和6年 第3回定例会日程表（第1案）

資料8

<会期38日間 9月10日～10月17日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金		5 請願・陳情締切
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火	1 議会運営委員会	
	4日	水		5 一般質問通告締切
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	11日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬 老 の 日	
	17日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	18日	水	決 算 検 討 日	
	19日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日	秋 分 の 日	
	23日	月		
	24日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	25日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	木		1 決算分科会
	27日	金		1 決算分科会
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		1 決算分科会
10月	1日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	2日	水	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	11日	金		1 特別委員会（危機管理特）
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	15日	火		1 特別委員会（少子化特）
	16日	水	（ 事 務 整 理 日 ）	
	17日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和6年 第3回定例会日程表（第2案）

資料9

<会期42日間 9月10日～10月21日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		
	29日	木		
	30日	金		5 請願・陳情締切
	31日	土		
9月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		1 議会運営委員会
	4日	水		5 一般質問通告締切
	5日	木		
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	11日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	12日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	13日	金		
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	敬 老 の 日	
	17日	火	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	18日	水	決 算 検 討 日	
	19日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	20日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	土		
	22日	日	秋 分 の 日	
	23日	月		
	24日	火	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	25日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	木		1 決算分科会
	27日	金		1 決算分科会
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月		1 決算分科会
10月	1日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	2日	水	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	金		
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月		1 常任委員会
	8日	火		1 常任委員会
	9日	水		1 常任委員会
	10日	木		
	11日	金		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	ス ポ ー ツ の 日	
	15日	火		1 特別委員会（危機管理特）
	16日	水		1 特別委員会（少子化特）
	17日	木		
	18日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立った熟議を求める意見書（案）

法務大臣の諮問機関である法制審議会家族法制部会は2月15日、「離婚後共同親権」を可能にする「家族法制の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申した。要綱は、父母どちらかの単独親権に限る現行制度を見直し、離婚後に両者が親権を持つ共同親権を可能にするもので、政府は3月8日に民法改正案について閣議決定を行った。単独親権以外の選択肢を増やすことは、家族や子育てのあり方などが多様化する中で、その必要性は理解するところである。そして最優先すべきは子どもの利益にほかならない。

一方、すべての親と子どもに対して重大な影響をもたらす可能性があるにもかかわらず、国民的議論もないまま拙速に議論が進んでいるとの懸念の声が上がっている。

改正により離婚後共同親権が導入された場合、裁判所の決定により、関係の破綻した双方が共同で子どもの養育などに関与することを強いるような共同親権が強制されるようなことがあってはならない。離婚後共同親権が導入される際は、「共同親権が原則でない」ことを明文化し、強制が起きないように対策を行うこと、また、共同親権になっても、子ども及び一方の親に「不利益のおそれ」がある場合は速やかに共同親権を停止し、親権者を変更する規定を入れることも必要である。

同要綱については「法制審議会家族法制部会における議論を踏まえ、その改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある。」「子の養育は、子の意見・意向等が適切な形で尊重されることも含めて子の利益の確保の観点から行われるものである。その上で、子の養育は、父母のみがその責務を負うものではなく、その子の養育をする父母及び子に対する社会的なサポートが必要かつ重要であり、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）及び児童虐待を防ぎ、子の安全及び安心を確保するとともに、父母の別居や離婚に伴って子が不利益を受けることがないようにするためにも、法的支援を含め、行政や福祉等の各分野における各種支援についての充実した取組が行われる必要がある。」など、附帯決議とされていることは重視すべきである。

また、子どもの利益を確保するため、養育環境の決定時に、子ども自らが意見や意向を安心して伝えられる、専門家による聞き取りなどの支援体制の構築や、ひとり親家庭の貧困を解消するため、法定養育費制度を速やかに創設するとともに、養育費の支払確保等の各種支援策を拡充するべきであると考えます。

よって、中野区議会は、離婚後共同親権制度の検討に際し、子どもの最善の利益を最優先に議論を尽くすことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策、男女共同参画）

あて

中野区議会議長名

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書（案）

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約については、地方自治体における契約事務の能率的な行政運営を図るために定められたものである。本区においては平成26年度1万3,012件のうち約93.4%、令和4年度1万2,554件のうち約91.1%が少額随意契約である。

しかしながら、規定されている契約の限度額は、昭和57年10月以降改正されず、特に工事又は製造の請負の限度額は、これまでの建設工事費の上昇や消費税の導入経過等を経ても改正されていない。また、委託契約においても、これまで30%を超える物価水準の上昇があるにもかかわらず、限度額が50万円に据え置かれている。そのため、契約の発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況に強いられている。今後も物価水準や労務単価の上昇などにより、その範囲内に収まらない契約が増加することは必至である。事実、区においては少額随意契約よりも事務量が大きい競争入札件数は平成24年度861件に対し、令和4年度1,122件と増大しており、働き方改革に逆行している。

このような状況の中、内閣府が実施している「地方分権改革に関する提案募集」において上限額の引き上げが提案されたり、指定都市市長会が「少額随意契約の予定価格に関する指定都市市長会要請」を国に提出したりと、自治体から制度見直しを求める声が挙がっているものの、現時点において具体的な動きは見られない。

契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定での工事・委託の請負が可能となる。加えて、現状、都道府県と市町村では限度額に違いがあるが、自治体の規模や契約金額にかかわらず、競争入札に係る手間は同等かつ対象事業者も概ね同じであるため、その金額差の解消も急務である。仮に都道府県の限度額を区に適用した場合、140件程度が少額随意契約案件となり、年間1,000時間以上の事務削減効果が見込める。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

中野区議会議長名

被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書（案）

元日に発生した能登半島地震では、2月8日政府災害対策本部会議の発表で、家屋の全壊が5,691棟、半壊が5,957棟、一部損壊が29,806棟となっており、13,535人もの方が避難生活をしていることが示されました。

こうした損壊家屋を再建する制度が被災者生活再建支援制度ですが、現状の支援対象は全壊家屋のみであり、半壊や一部損壊の場合は支援制度がありません。損壊家屋の86%、35,763棟が支援対象から外れているということです。

また、支援金の上限が300万円と、全壊した家屋の再建には不十分です。2007年の法改定当時から、この金額では生活再建はできないと拡充を求める声が上がっていました。この震災では居住地域で地盤沈下や崖崩れなども発生しており、一律の支援金では賄えない被害も少なくありません。また、制度の手続きに膨大な資料の提出を求められていることが大きな負担となっていることも指摘されています。

支援金の対象を拡大すること、支援金の上限額を引き上げること、手続きの簡素化と給付までの期間の短縮を図ることなど、被災者の皆さんが1日も早く日常を取り戻すためにも、被災者生活再建支援制度の改善は急務です。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、被災者生活再建支援制度の改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

中野区議会議長名

金権腐敗政治の一掃を求める意見書（案）

自民党主要5派閥などによる政治資金収支報告書への政治資金パーティーによる収入の不記載などが国政上の大きな問題となっています。

パーティー券の購入者は大企業や大手業界団体等です。名目上はパーティー参加への対価となっていますが、実際にはほとんどがそのまま利益となっており、事実上の企業・団体献金です。金の力で政治を歪める行為として看過することはできません。政治への信頼が揺らいでおり、議会制民主主義の危機と捉えるべきです。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、政治資金の透明化・適正化を図るため、以下を実現するよう強く求めます。

記

- 1 国政調査権を行使し、この事態の根本的解決を図ること
- 2 虚偽答弁に罰則のある証人喚問を行い事実の究明をすること
- 3 企業・団体献金を全面的に禁止すること
- 4 政治資金パーティーの収入を政治資金規正法上の寄付とみなし、公開基準については年間20万円という金額の規定を引き下げること
- 5 政治資金規正法違反の量刑を全体的に引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

中野区議会議長名

○議事の順序（令和6年3月21日一再開後）

(7) 再開

(8) (日程追加、先議)

日程第17、第47号議案及び第48号議案の計2件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

(9) (日程追加、先議)

日程第10、議員提出議案第1号「中野区議会会議規則の一部を改正する規則」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

(10) (日程追加、先議)

日程第11、議員提出議案第2号「中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

(11) (日程追加、先議)

日程第12、議員提出議案第3号「離婚後の共同親権制度の検討に際し、子どもの視点に立った熟議を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（起立）

(12) (日程追加、先議)

日程第13、議員提出議案第4号「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

(13) (日程追加、先議)

日程第14、議員提出議案第5号「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（簡易）

(14) (日程追加、先議)

日程第15、議員提出議案第6号「被災者生活再建支援制度の改善を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決(簡易)

(15) (日程追加、先議)

日程第16、議員提出議案第7号「金権腐敗政治の一掃を求める意見書」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決(起立)

(16) 日程第5、(5)第12号陳情「続出するトラブルが解決にいたるまで健康保険証廃止の
延期を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決(起立)

(17) 日程第6、第1号陳情「区長公用車の廃止を求める陳情」

※上程、委員長報告、討論、採決(起立)

(18) 日程第7、第2号陳情「インターネットの健全利用に関する条例の検討を求める陳情」

※上程、委員長報告省略、討論、採決(簡易)

(19) 陳情の継続審査(継続審査件名表)

※継続審査について一括採決(簡易)

(20) 常任委員会の所管事務継続調査(継続調査件名表)

(21) 議会運営委員会の所管事項継続調査(継続調査件名表)

(22) 散会・閉会